

見附市病後児保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第7号

見附市病後児保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則

見附市病後児保育室設置条例施行規則（平成26年見附市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「午前8時から午後6時まで」の次に「。ただし、病後児保育室の利用者がいない日は、午前8時から午後5時までとする。」を加える。

第6条第1項中「前日までに」を「前日の午後5時までに」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。